

ID: 260

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の減免		
例規名 根拠条項	八頭町法定外公共物管理条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の減免) 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共の用に供するため占用等をするとき。 (2) 公共の利益となる事業のため占用等をするとき。 (3) 居住者が日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するため占用等をするとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日